

日立都市計画市場の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により日立都市計画市場を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月20日

日立市長 小川春樹

記

1 都市計画の種類

都市計画市場（1. 日立市公設地方卸売市場）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 削除する部分

日立市東滑川町3丁目及び5丁目の各一部

3 縦覧場所

日立市 都市建設部 都市政策課

以上

日立都市計画市場の変更　（日立市決定）

都市計画市場（1. 日立市公設地方卸売市場）を廃止する。

理 由

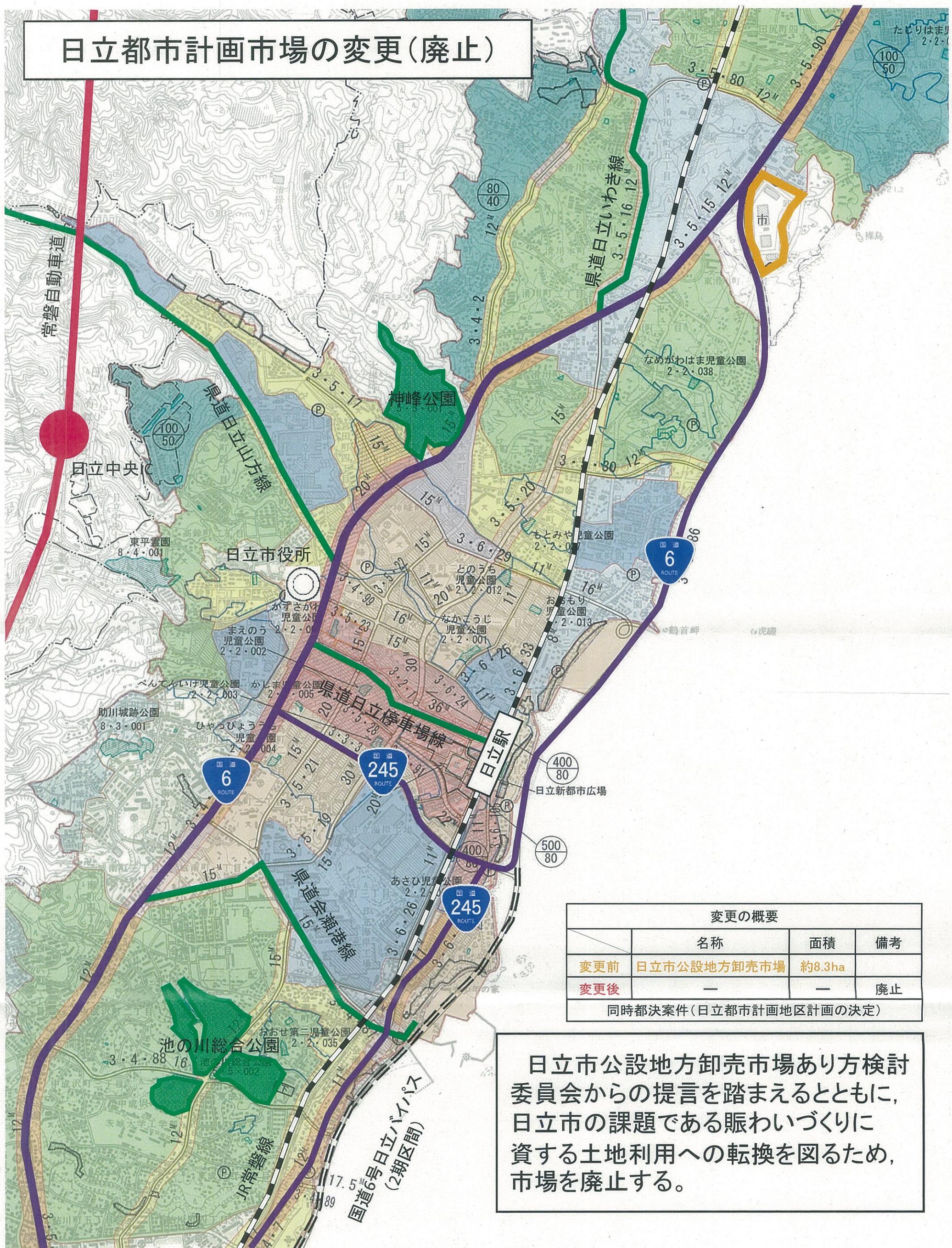
日立市公設地方卸売市場の現状及び日立市公設地方卸売市場あり方検討委員会からの提言を踏まえ、都市計画市場を廃止し、併せて、本市の課題である賑わいづくりに資する土地利用への転換を図るために、大規模集客施設の誘導を目的とした地区計画を定めるものである。

新旧対照表

1. 日立市公設地方卸売市場

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	市場名			
新	—	—	—	—	—	廃止
旧	市場	1	日立市公設地方卸売 市場	日立市東滑川町 3丁目及び5丁 目の各一部	約8.3ha	

日立都市計画市場の変更(廃止)



変更の概要			
	名称	面積	備考
変更前	日立市公設地方卸売市場	約8.3ha	
変更後	—	—	廃止

同時都決案件(日立都市計画地区計画の決定)

日立市公設地方卸売市場あり方検討委員会からの提言を踏まえるとともに、日立市の課題である賑わいづくりに資する土地利用への転換を図るため、市場を廃止する。